

パブリック・コメント手続（意見募集）

横須賀市立地適正化計画の改定について

意見募集期間

令和4年（2022年）

10月11日（火）～11月1日（火）

お問い合わせ先：横須賀市都市部都市計画課

電話 046-822-8133（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

【意見募集にあたって】

近年、全国的に急激な人口減少と少子高齢化が進むなか、安心して快適な生活環境の実現、財政面等における持続可能な都市経営等を可能とするため、都市全体の構造の見直しが求められております。

そのよう背景から、平成 26 年に都市再生特別措置法が改正され「立地適正化計画」制度が創設されました。

本市は平成 31 年 3 月に横須賀市立地適正化計画を策定しましたが、令和 2 年度に都市再生特別措置法が改正されたことを受け、防災指針の作成等の改定を行います。

このたびのパブリック・コメント手続は、「横須賀市立地適正化計画の改定案」に対してご意見を伺うものです。

主な改定内容

- (1) 居住誘導区域での災害レッドゾーンの取扱いの精査（居住誘導区域への再編入）
- (2) よこすか海岸通りリニューアル基本計画と整合した両誘導区域の変更
- (3) 防災指針の作成
- (4) 新たな誘導施策の追加

1. 立地適正化計画制度の概要について

(1) 策定の目的

- ◇近年、全国的な人口減少及び少子高齢化の到来を背景として、高齢者や子育て世代等にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、持続可能な都市経営を可能とすることが課題
- ◇本市は、全国的な趨勢に先行するように、平成4年をピークとして人口減少と併せて高齢化も進行しており、時代変化に伴う諸課題に対しては、喫緊の対応が必要
- ◇平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、各市町村は、コンパクトプラスネットワーク型の都市づくりを進めるための「立地適正化計画」を作成できることとなり、本市においても、都市計画マスタープラン等でのコンパクトで利便性の高い都市づくりに向けた取組を更に具体化し、進展させていくため、平成31年（2019年）3月に立地適正化計画を策定

(2) 計画の内容

①立地適正化計画の区域

⇒都市計画区域全体が立地適正化計画区域となるため、横須賀市では市域全域です。

②立地適正化計画に関する基本的な方針

⇒計画により目指すべき将来の都市像を示します。

③都市機能誘導区域（今回一部改定）

⇒商業・医療・福祉等の都市機能を都市の拠点に誘導して集積することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

④誘導施設

⇒都市機能誘導区域毎に、地域の人口特性等に応じて必要な都市機能を検討し、立地を誘導すべき施設を設定します。

⑤居住誘導区域（今回一部改定）

⇒人口減少の中にあっても人口密度を維持し、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定します。

⑥防災指針（今回新たに追加）

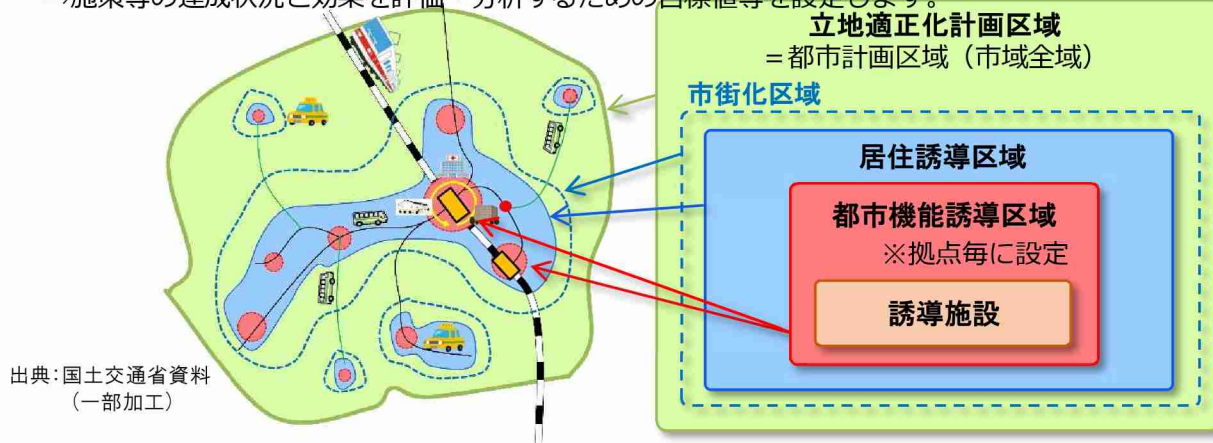
⇒居住誘導区域等での災害リスクを分析し、リスクの回避・低減に必要な取組等を示します。

⑦誘導施策（今回一部追加）

⇒都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を整理します。

⑧目標値の設定・評価方法

⇒施策等の達成状況と効果を評価・分析するための目標値等を設定します。



2. これまでの経緯・今後の予定

〈平成31年(2019年)3月〉横須賀市立地適正化計画 策定

届出制度の運用、誘導施策の推進による
都市機能・居住の誘導、公共交通ネットワークの充実

計画を取り巻く状況の変化

【関係する法律の改正】

- ◇近年、水災害が全国各地で頻発・激甚化
- ◇防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題として国も認識

〈令和2年(2020年)9月〉

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 施行

⇒立地適正化計画を防災の観点から強化

▷居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

(災害レッドゾーン)

- ①災害危険区域(条例で住宅建築を禁止している場合)、
- ②土砂災害特別警戒区域、③地すべり防止区域、④急傾斜地崩壊危険区域

▷居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

状況の変化に基づく計画の見直しが必要

【計画の見直し】居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外

⇒策定時に既に除外していた地すべり防止区域に加え、「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」を居住誘導区域から除外

〈令和3年(2021年)10月1日〉横須賀市立地適正化計画 改定

令和4年度末での改定に向けて、以下の点を継続的に検討

※3ページ以降に概要説明

- (1) 居住誘導区域での災害レッドゾーンの取り扱いの精査(居住誘導区域への再編入)
- (2) よこすか海岸通りリニューアル基本計画と整合した両誘導区域の変更
- (3) 防災指針の検討
- (4) 新たな誘導施策の追加

〈令和5年(2023年)3月末(予定)〉横須賀市立地適正化計画 改定

令和3年度

令和4年度(今年度)

3. 改定の概要

(1) 居住誘導区域での災害レッドゾーンの取り扱いの精査 (居住誘導区域の再編入)

- ◇前項で示したとおり、法改正に従い、令和3年10月の計画改定において、居住誘導区域から「土砂災害特別警戒区域」と「急傾斜地崩壊危険区域」を除外しましたが、本市においては、急傾斜地崩壊危険区域について幅広に設定されている経緯もあるため、本来、市内で居住誘導に資するエリアも居住誘導区域外となった状況も見受けられました。
- ◇そのため、それら災害レッドゾーンの中でも、防災対策を考慮した上で、居住を誘導できるエリアを再整理し、「急傾斜地崩壊危険区域」に含まれていても、土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という。）による「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」の指定を受けていない区域を居住誘導区域に再度していします。

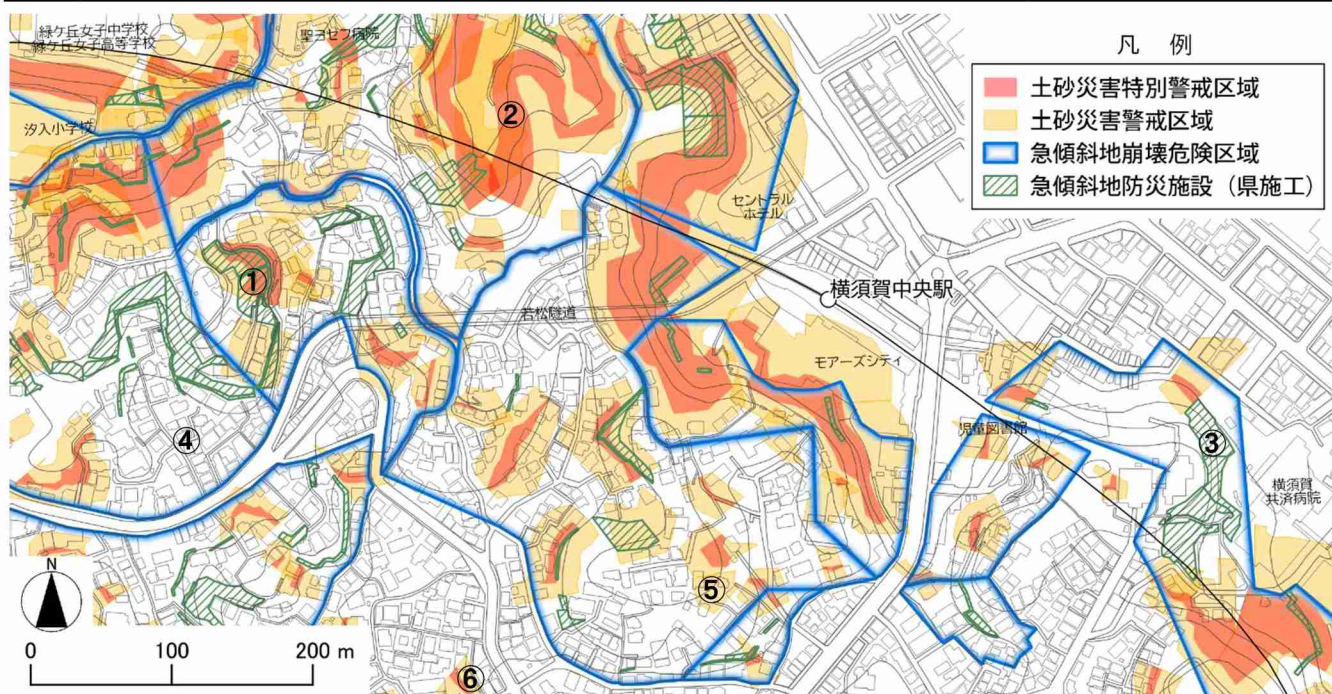
①居住誘導区域の指定の方向性（案）

◇土砂法による規制区域と急傾斜地崩壊危険区域の対象となるべき急傾斜地は同一（傾斜度30度、高さ5m以上）である中、両区域の指定状況・対策施設の整備状況に基づくパターン毎での今後の居住誘導区域の指定の方向性を整理します。

No.	土砂災害 特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	急傾斜地 崩壊 危険区域	対策施設	状 況
①	○	○	○	○	◇対策施設が施工された急傾斜地での土砂災害防止法の調査の評価分析にて、急傾斜地の崩壊発生の可能性が判定された箇所
②	○	○	○	×	◇対策施設が設置されていない急傾斜地
③	×	×	○	○	◇斜面全体に対策施設の構造物が設置されていることにより、傾斜度や高さが低減して土石等の力が生じないと評価分析された急傾斜地（土砂レッドを指定しなくて良いと判定された箇所）
④	×	×	○	×	◇急傾斜地崩壊危険区域内であるものの、土砂災害防止法の調査にて、対象となる急傾斜地（土砂レッド及びイエローの指定）がなかった箇所
⑤	×	○	○	×	◇急傾斜地崩壊危険区域内であり、土砂災害防止法の調査にて、土砂イエローの対象となった急傾斜地
⑥	○	○	×	×	◇急傾斜地崩壊危険区域外であるが、土砂災害防止法の調査にて、対象となる急傾斜地が特定された箇所

（※）表中の①～⑥は、次頁の地図上の番号の位置に該当します。

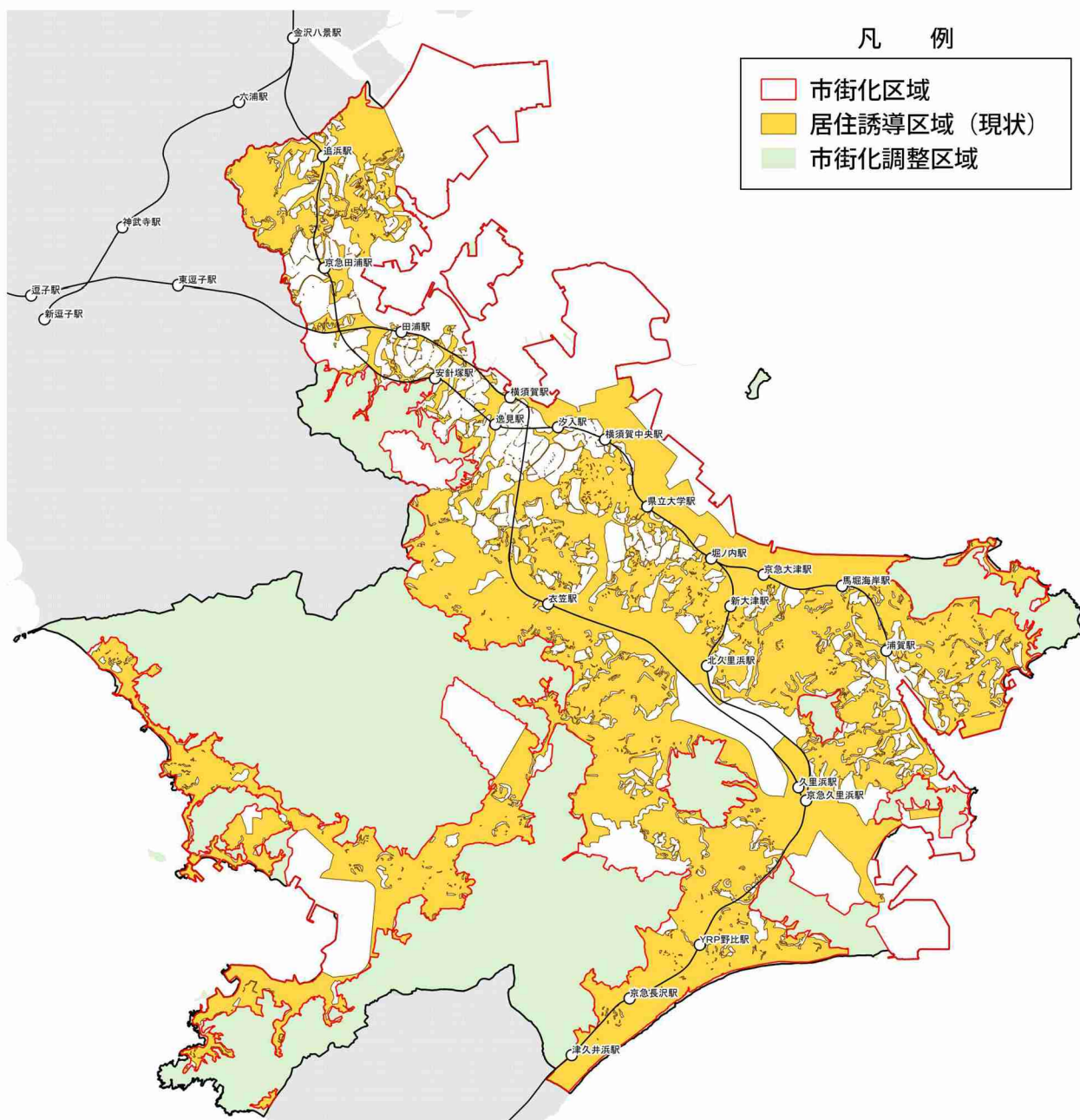
No.	今後の居住誘導区域の指定の方向性	居住誘導区域の内外	
		現 状	変更案
①	◇都市再生特別措置法施行令第 30 条第 4 項のとおり、土砂災害特別警戒区域の指定箇所のため居住誘導区域外とする。 (現状のとおり)	土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域のため 外	外
②			
③	◇急傾斜地崩壊危険区域内であるものの、都市再生特別措置法施行令第 30 条第 3 項のとおり、急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている箇所として、居住誘導区域に再度含める。(なお、対策施設の構造物上のため、居住誘導したい場所を増やす意味合いでの区域拡大の効果はない)	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	内
④	◇急傾斜地崩壊危険区域の設定時、一定の範囲にて幅広くに設定された際に含まれた箇所であり、当該区域内に存在する急傾斜地の周辺として、引き続き、急傾斜地法に基づく切土・盛土等の一定の行為の制限は行い、崩壊を誘発しないように努める必要があるが、一方で、土砂災害防止法の詳細な現地調査や定量的分析に基づき土砂レッド及びイエローの対象外となった箇所であり、居住を誘導できるものと考え、居住誘導区域に再度含める。	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	内
⑤	◇急傾斜地崩壊危険区域とともに、土砂イエローが設定されている箇所であり、両ハザードの趣旨を踏まえ、居住誘導区域に含めないが、防災・減災を特に考慮するための市民への周知・注意喚起や、必要な取組を検討・実施しながら、居住を許容するものとして、防災考慮区域と位置付ける。	急傾斜地崩壊危険区域のため 外	外 ただし 居住誘導区域外で 防災を重視しながら居住を 許容するエリア (防災考慮区域) の位置付け
⑥	◇都市再生特別措置法施行令第 30 条第 4 項のとおり、土砂災害特別警戒区域の指定箇所のため居住誘導区域外とする。(現状のとおり)	土砂災害特別警戒区域のため 外	外



③居住誘導区域（変更案）

◇前述の方向性に基づく居住誘導区域の変更内容としては以下のとおりです。

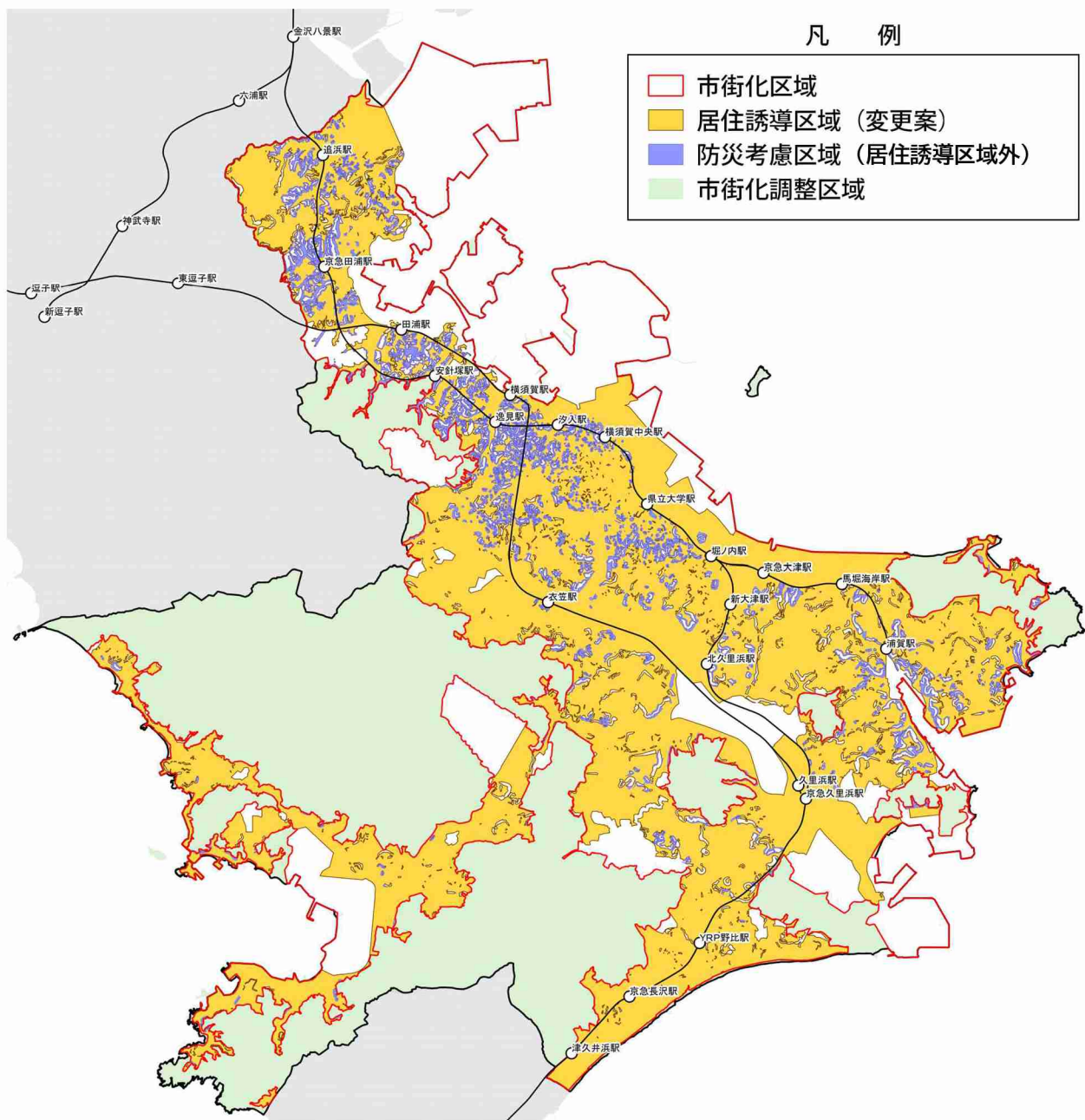
【居住誘導区域（現状）】



【面積】

居住誘導区域：3,760.4ha

【居住誘導区域（変更案）】



【面積】

居住誘導区域：4103.6ha

防災考慮区域：295.7ha

※ 防災考慮区域：急傾斜地崩壊危険区域と土砂災害警戒区域の重なる箇所
（対策施設の施工箇所は除く）

(参考)

- ◇「土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）」、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定範囲等を比較すると、次のとおりです。
- ◇これらの区域に指定する対象の地形や指定範囲に大きな違いはありません。

区 域	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）
根拠法	土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律
対象の地形	・急傾斜地（傾斜度が30度以上）であり、高さが5m以上の土地
指定範囲	【土砂災害警戒区域】 ◇急傾斜地自体：傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ◇上側：急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ◇下側：急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（最大50m）以内の区域 【土砂災害特別警戒区域】 ◇急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により当該建築物の地上部分に作用すると想定される力の大きさが、通常の居室を有する建築物が土石等の移動に対して住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることができる力の大きさを上回る土地の区域 ◇急傾斜地の傾斜度・高さ・土質、対策施設の設置位置等をもとに、国土交通大臣告示に示された計算式により土石等の移動及び堆積による力を算出し、建築物の耐力を上回る範囲を設定したもの 出典：土砂災害防止法施行令第2条第1号・第3条第1号、国土交通大臣告示 出典：神奈川県HP
調査方法 （箇所の特定）	・現地調査により対象箇所の現地測量、地質・対策施設等を確認し、図上及び計算式により設定
市内箇所数	1,124 区域（急傾斜地の崩壊）
居住誘導区域 設定の 国の考え方	・都市再生特別措置法第81条第19項、同施行令第30条第4項に基づき、 居住誘導区域に含まないこととされている区域

区 域	急傾斜地崩壊危険区域
根拠法	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
対象の地形	・急傾斜地（傾斜度が30度以上）であり、高さが5m以上の土地
指定範囲	以下の①及び②の区域を包括する区域 ①崩壊するおそれのある急傾斜地として、傾斜度が30度以上で、高さが5m以上あるもの ②がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのあるもの 出典：急傾斜地法第3条第1号、昭和44年建設省河砂発第54号通達 出典：神奈川県HP ※神奈川県HP掲載の上図では、急傾斜地の上・下端より設定する誘発助長区域の範囲の規定は示されていないが、他の都道府県の事例では、上・下端側ともに「おおむねH」とする場合も複数見られる。
調査方法 (箇所の特定)	・急傾斜地崩壊対策施設の設置状況や、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある範囲を現地調査 ・土地所有者や周辺住民からの指定要望に基づき県が指定（そのため、急傾斜地崩壊危険区域外でも左記の土砂災害防止法に基づく調査で抽出された土砂災害特別警戒区域が存在）
市内箇所数	428 区域
居住誘導区域 設定の 国の考え方	・都市再生特別措置法第81条第19項、同施行令第30条第3項に基づき、 居住誘導区域に含めないこととされている区域(急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域は除く)

(2) よこすか海岸通りリニューアル基本計画と整合した 両誘導区域の変更

- ◇横須賀中央駅等の中心市街地の東側海沿いを通る「よこすか海岸通り」については、魅力的かつ親しまれる道へとリニューアルを進めるため、令和4年3月に「よこすか海岸通りリニューアル基本計画」を策定し、よこすか海岸通りの街側を対象に、整備の考え方や導入機能についての方向性が示されました。
- ◇それら取組については、立地適正化計画において都市機能誘導区域を設定した横須賀中央駅等周辺の拠点性の向上に大きく貢献するものとなります。
- ◇そのため、国の支援制度等を効果的に活用し、取組の効果を最大限に発揮するため、よこすか海岸通りの大部分を都市機能誘導区域及び居住誘導区域に含めるための区域変更を行います。

①よこすか海岸通りリニューアル基本計画の概要

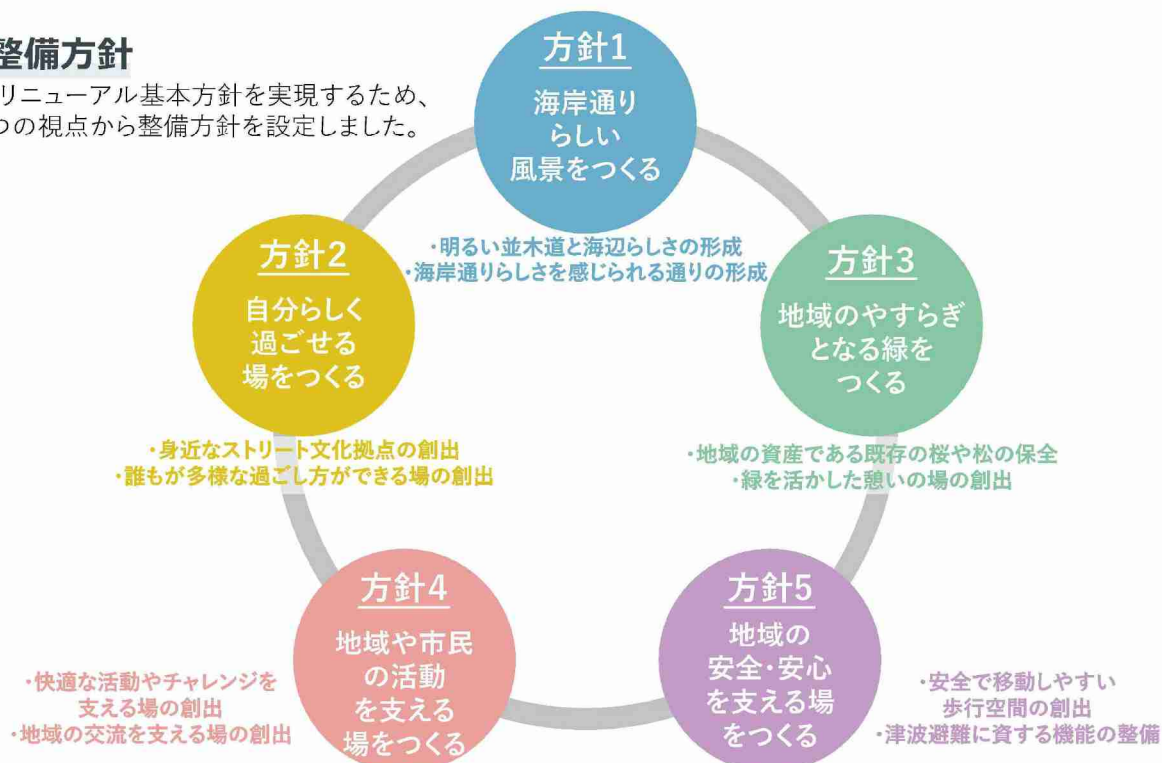
リニューアル基本方針



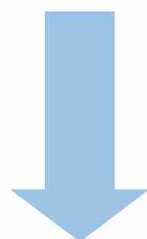
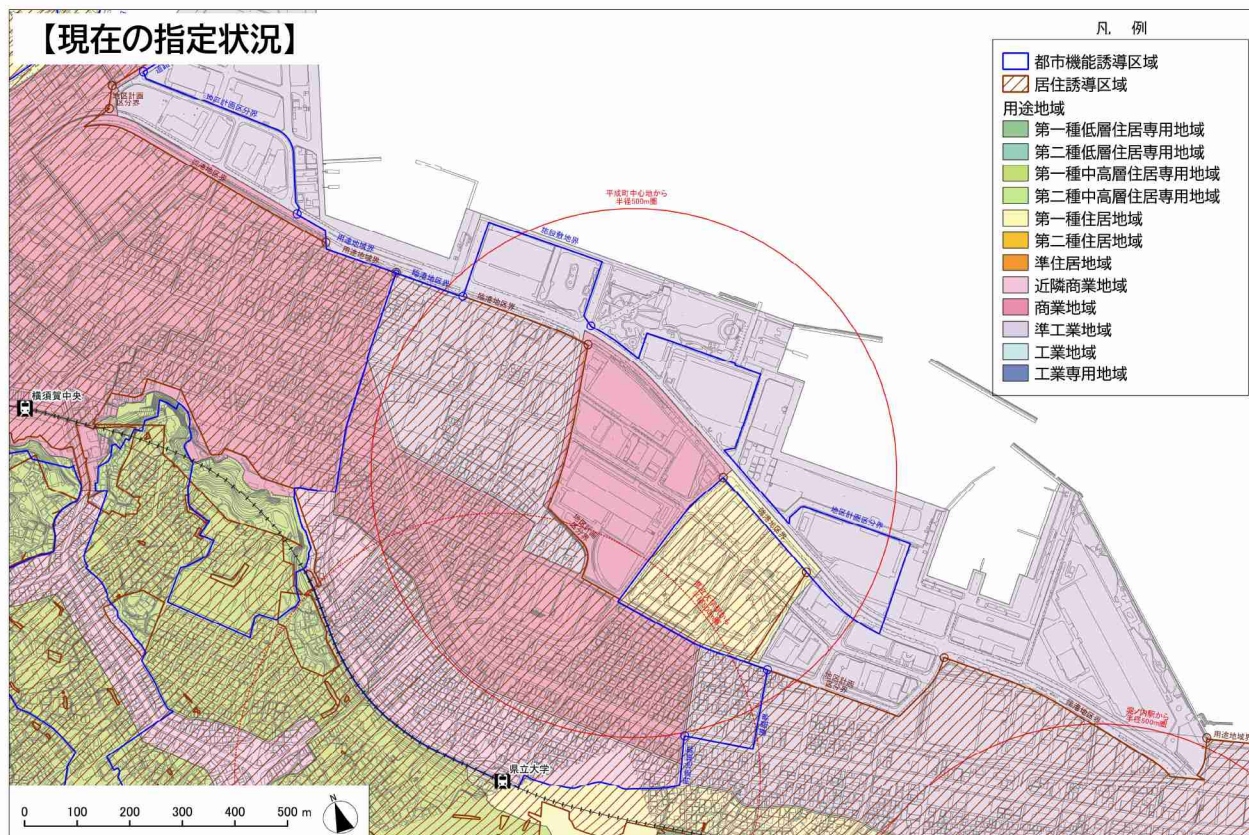
社会環境やライフスタイルの変化に対応し、多様な使い方ができることで通過するだけでなく滞在されるような新たな道路空間を形成するとともに、海岸通りらしさを感じられ、誰もが自分らしく過ごことができ、暮らしの一部となる地域の賑わい・交流の拠点

整備方針

リニューアル基本方針を実現するため、5つの視点から整備方針を設定しました。



②都市機能誘導区域・居住誘導区域の変更内容

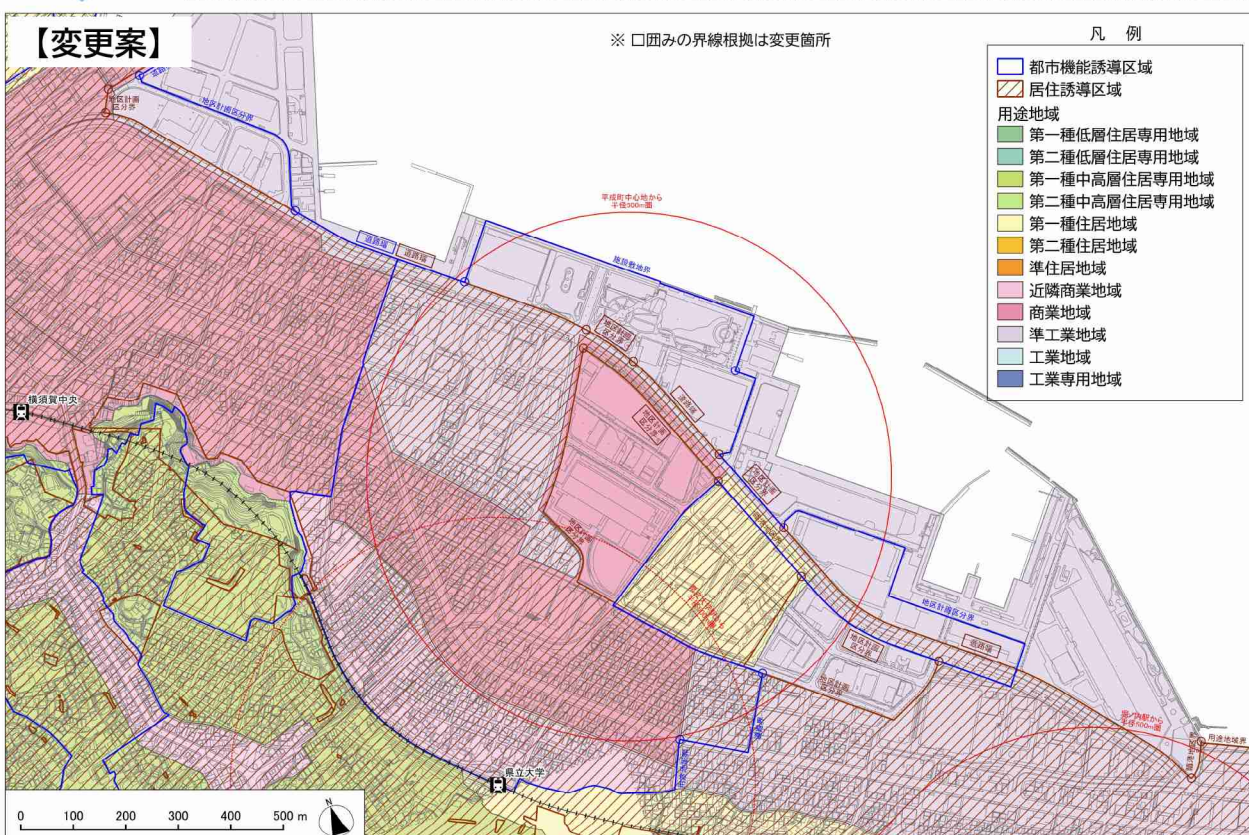


〈都市機能誘導区域（横須賀中央駅等周辺）〉

◇よこすか海岸通りの道路上で区域拡大するとともに、うみかぜ公園、海辺ニュータウン地区地区計画での指定状況を考慮して区域を拡大

〈居住誘導区域〉

◇よこすか海岸通りの道路を含む形で区域を拡大（居住誘導区域の界線根拠として、海岸通りの街側の道路端から海側の道路端へ変更等）



(3) 防災指針の検討

①防災指針の検討内容

◇国においては、防災まちづくりの検討において、以下の点を重要視しています。

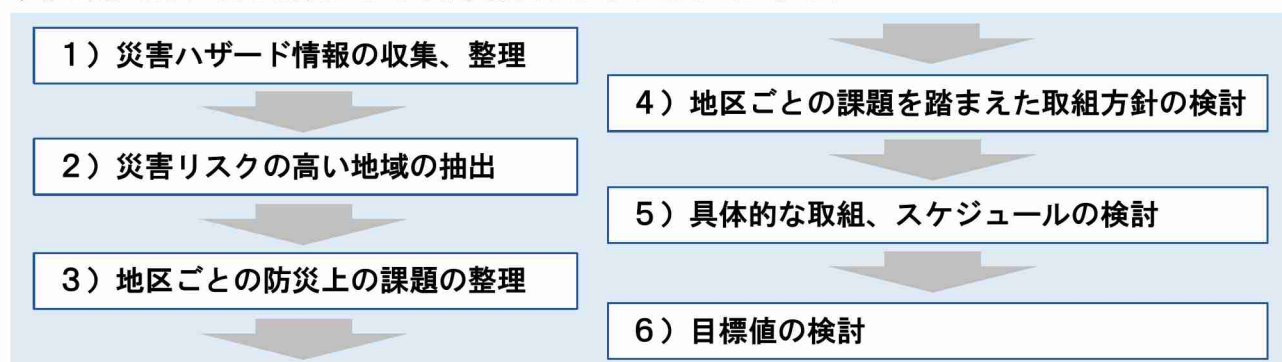
- ▷洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害などの**災害要因毎に検討を行うことが必要**であるとともに、災害が同時に発生することによる被害の拡大等も想定し、**これらの災害を統合的に検討することが必要**であること
- ▷浸水するエリアの広がり、浸水の深さ、浸水継続時間等は、**設定するハザード情報の設定条件（降雨の規模等）や治水事業等のハード対策の進捗状況等により異なるため、これらの条件やハード対策等の現状及び将来の見通し等を踏まえた上でのリスク分析が必要**となること

◇これらの視点を踏まえ、水災害に関するリスク分析や対策の検討等の望ましい考え方を示すものとして、令和2年9月、国土交通省は、従来の立地適正化計画作成の手引きを増補する形で「**防災指針作成のためのガイドライン**」（※以下「**手引き**」という）を公表しました。

◇立地適正化計画を検討する各市町村は、原則、**この手引きに基づいて防災指針を検討**するものとなります。

②防災指針の作成の流れ

◇手引きでは、次の流れにより検討を進めるものとしています。



③災害リスクの高い地域の抽出

◇本市で想定される災害ハザード情報について、住宅の分布、避難所、病院等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクの高い地域を抽出するための分析を行いました。

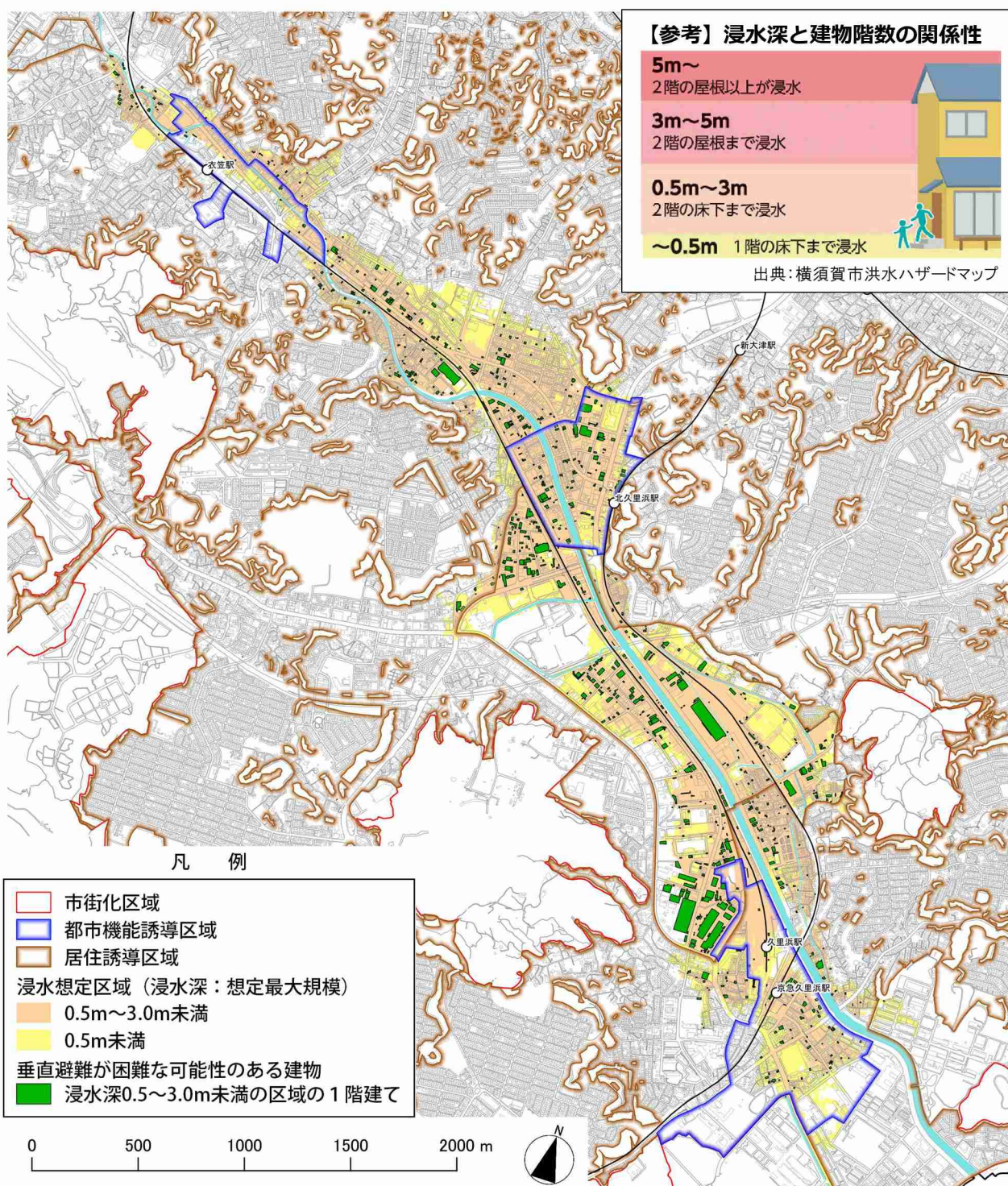
【災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点(主な内容)】

災害ハザード情報		×	都市情報	▶	分析の視点
洪水	洪水浸水深（想定最大規模）		建物階数		垂直避難での対応の可能性
	洪水浸水継続時間		避難場所		避難場所の活用の可能性
内水	内水浸水深（想定最大規模）		住宅分布		長期にわたる孤立の可能性
津波	津波浸水想定		建物階数		垂直避難での対応の可能性
高潮	高潮浸水深		建物階数		垂直避難での対応の可能性
土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域		避難場所		避難場所の活用の可能性
	急傾斜地崩壊危険区域		建物階数		垂直避難での対応の可能性
	地すべり防止区域		建物分布		住宅等の損壊の危険性
			建物分布		住宅等の損壊の危険性
			建物分布		住宅等の損壊の危険性

【分析の一例（洪水浸水深と建物階数の重ね合わせ）】

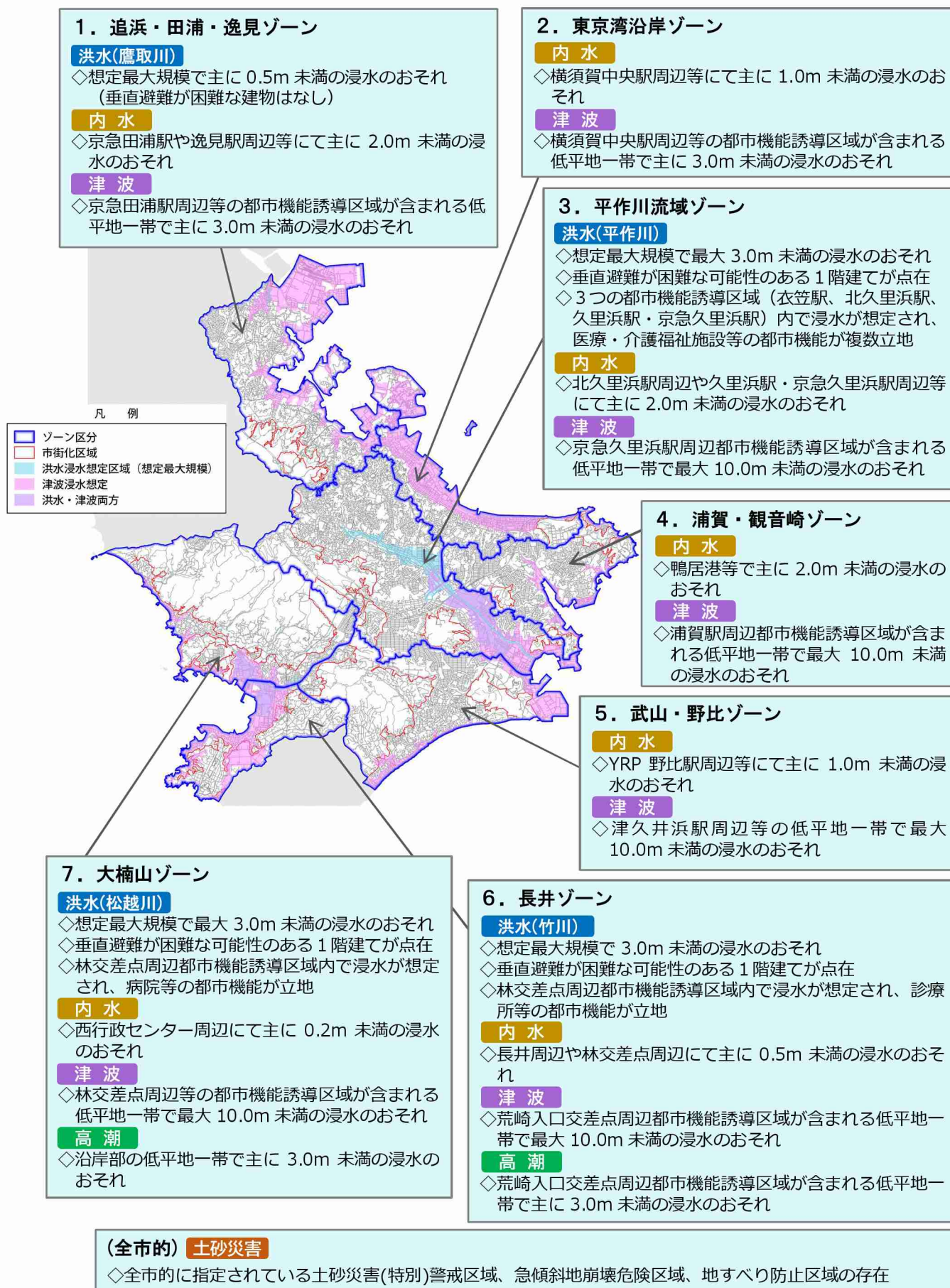
◇災害リスクの高い地域の抽出の一例として、以下の図面は、平作川の浸水想定区域（浸水深：想定最大規模）と建物階数との重ね合わせ図です。

◇建物階数が想定最大規模の浸水深に対して低く、垂直避難が困難な可能性のある建物は、平作川では、0.5～3.0m 未満の浸水深が想定されている区域内にて、1 階建てが点在して立地しています。特に、衣笠駅から北久里浜駅間や久里浜駅・京急久里浜駅周辺のエリアは、居住誘導区域内ですが立地が見られます。



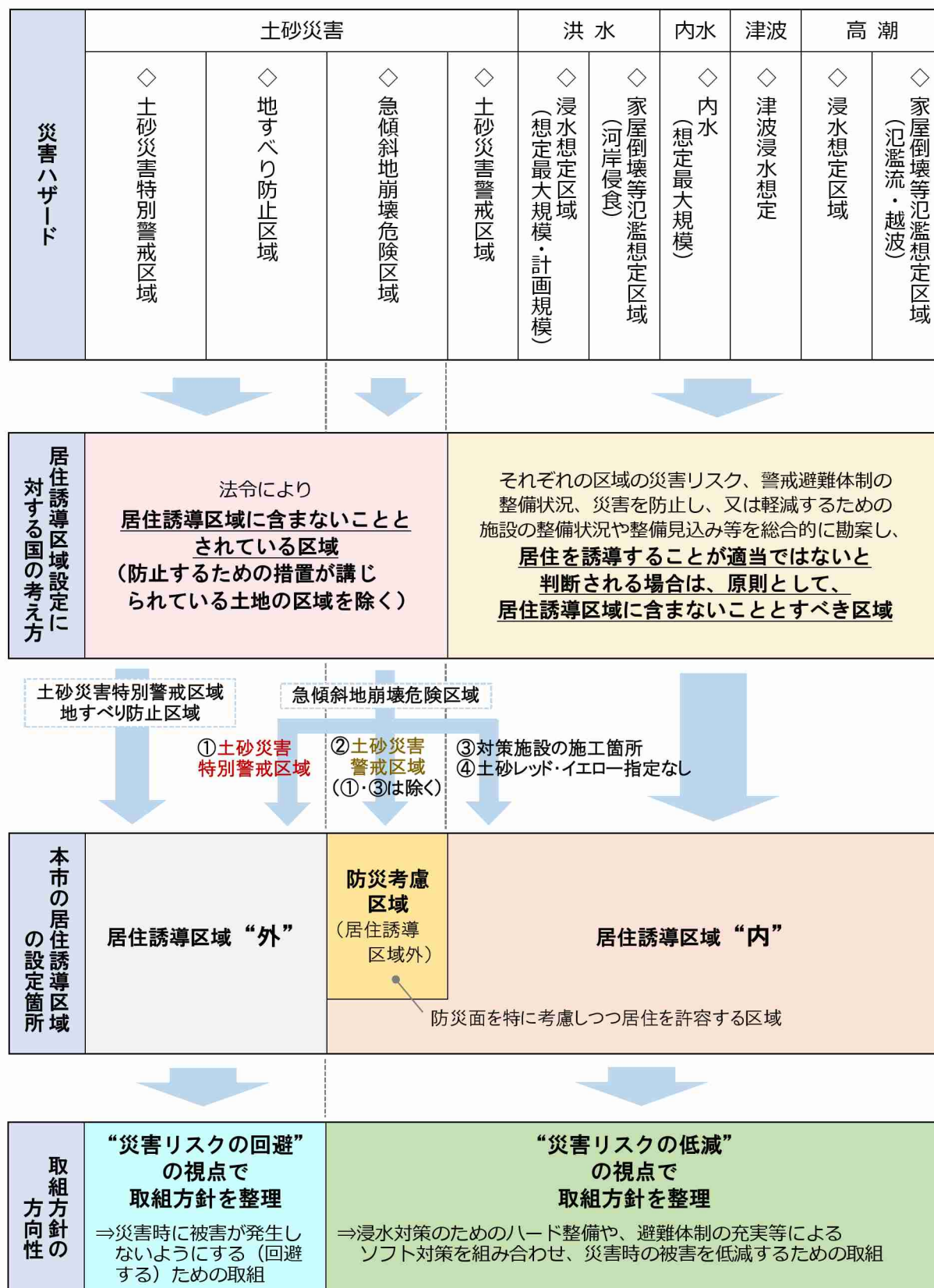
④地区ごとの防災上の課題の整理

◇河川流域や集水域等をもとに区分した7つのゾーンごとでの課題（想定される災害リスク）は、主に次のことが挙げられます。



⑤取組方針の方向性

◇災害ハザードと居住誘導区域の設定の考え方を踏まえた取組方針の方向性は次のとおりです。



⑥取組施策、スケジュール

◇取組方針に基づく取組施策、スケジュールを整理します。取組施策については、横須賀市地域防災計画や横須賀市国土強靱化地域計画と整合を図りながら整理を行っています。

◇そのうち、 の箇所は新たな取組として挙げたものです。

視点	方向性	災害ハザード					取組施策	実施主体	スケジュール		
		洪水	内水	津波	高潮	土砂			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
災害リスクの回避	危険回避					●	1) 本計画の届出制度に基づく住宅の立地誘導	市			
						●	2) 移転施策の導入可能性の検討	市			
災害リスクの低減（ハード）	インフラ等整備	●	●	●	●	●	3) 災害時の道路ネットワークの確保のための都市計画道路の整備、橋りょうなどの耐震補強	国・県・市			
		●	●	●	●	●	4) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	市			
		●	●	●	●	●	5) 公園施設の改修等に合わせて機能充実による防災機能の強化	市			
		●	●	●	●	●	6) 主要な鉄道駅周辺や密集市街地での市街地開発事業の計画的推進による建築物等の耐震性の向上	市			
		●	●	●	●	●	7) 戸建住宅及び共同住宅の耐震化のための工事費用の助成	市			
		●	●	●	●	●	8) 公共建築物の耐震診断・耐震補強	市			
		●		●	●		9) 建設年度が古い河岸護岸の改修・補強・嵩上げ等の必要な対策の実施	県・市			
				●	●		10) 港湾施設の整備による高波浪、津波、高潮などに対する防護機能の強化	市			
				●	●		11) 主要な漁港施設の耐震、耐津波化	市			
				●	●		12) 高波浪、高潮、津波による越波を防ぐための護岸、堤防、離岸堤等の海岸保全施設の整備	市			
						●	13) 近郊緑地保全区域内の適切な保全に向けた土砂崩壊防止施設等の必要な施設整備	市			
						●	14) 急傾斜地崩壊対策事業の促進	県			
			●				15) 排水施設等の計画的な施設更新による浸水被害の軽減及び公衆衛生の確保	市			
災害リスクの低減（ソフト）	啓発・意識	●	●	●	●	●	16) 各種ハザードマップ等の周知による注意喚起と正確な情報の提供	市			
	検討・計画	●	●				17) 戸建て住宅の高床化等に向けた地区計画の導入可能性の検討	市・市民			
	対策支援	●	●	●	●	●	18) 各種施設（社会福祉施設、高齢者施設、児童福祉施設等）での防災環境の整備支援	市・事業者			
						●	19) 既成宅地防災工事等助成事業の活用推進	市			
	体制の充実・防災	●	●	●	●	●	20) 要配慮者等のための避難所・施設（福祉避難所）の確保	市			
		●	●	●	●	●	21) 地域による防災活動等の推進に向けた自主防災組織の結成・育成の推進	市・市民			
	情報発信	●	●	●	●	●	22) 市民への多様な手段による災害情報の確実な伝達、設備の運営・管理	市			
		●	●	●	●	●	23) ホームページや防災マップ等を活用した避難所等の周知	市			
		●	●	●	●	●	24) 緊急時の円滑な避難のための広域避難地標識板等の管理・補修	市			
		●		●	●	●	25) 新規計画と連動した避難誘導等の適切な情報発信（案内サインの新設等）	市			

(4) 新たな誘導施策の追加

- ◇本計画では、立地適正化計画制度での届出手続きの運用とともに、本市独自の施策を取り組むことにより、都市機能誘導区域内への施設誘導や、拠点性の向上を図っています。
- ◇それら施策は、計画書に整理していますが、次の施策について、近年の動向や庁内関連計画の内容等を踏まえて、新たな誘導施策として追加します。

横須賀中央駅周辺におけるウォーカブルなまちづくりの推進	
取組施策	・横須賀中央駅周辺は、本市の中心市街地として、様々な賑わいに資する取組が進められています。 ・今後は、さらに賑わいを生み街歩きが楽しくなるよう、都市再生特別措置法や道路法に基づく国の支援制度などを活用しながら、ウォーカブルなまちづくりを推進します。 ・合わせて、歩行者を中心とした賑わいの空間とするため、附置義務駐車場制度の緩和や柔軟な運用を検討します。また、駐車場の立地及び出入り口のルールづくりなど、駐車場の配置の適正化の検討を進め、回遊性の向上を図ります。 ◆まちなかウォーカブルのイメージ ・都市再生整備計画に基づく「居心地良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援 官 × 民 街路等の公共空間の改善 × オープンスペースの提供・利活用 ・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等） [予算] 交付金等による支援 ・民間事業者による民地部分のオープンスペース化（①）や建物低層部のガラス張り化等（②） [税制] 固定資産税の軽減予算 補助金による支援 ・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施 *都市再生推進法人：NPO、まなづの会社等の地域におけるまちづくりの活動を行う法人（市町村が指定） ・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置） ・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置 ・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応 出典：国土交通省 ウォーカブルなまちづくりについて
	対象箇所 横須賀中央駅等周辺

「よこすか海岸通りリニューアル基本計画」による賑わい・交流の創出	
取組施策	・よこすか海岸通りは、施設の老朽化や様々なニーズの変化に対応するため、令和2年度に「よこすか海岸通りのビジョン」を策定し、更には令和4年3月に、整備の考え方や導入機能を示した「よこすか海岸通りリニューアル基本計画」を策定しました。 ・今後は、この内容をもとに、利用者が多様な使い方が出来る新たな道路空間の形成を図ることにより、海岸通りらしさを感じられ、誰もが自分らしく過ごすことができ、暮らしの一部となる地域の賑わい・交流の拠点となることを目指していきます。 ・それらの取組を通じて、横須賀中央駅等周辺の拠点内全体の回遊性が向上することを目指します。 ◆将来イメージ  出典：よこすか海岸通りリニューアル基本計画
	対象箇所 横須賀中央駅等周辺

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和4年（2022年）10月11日（火）から
11月1日（火）まで
- 2 あて先 都市部都市計画課
- 3 提出方法
○書式は特に定めておりません。
○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、
次の項目についても明記してください。
 - （1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
 - （2）（市内在学の場合）学校名・所在地
 - （3）（市内に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
 - （4）（当該意見募集案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項
○次のいずれかの方法により提出してください。
 - （1）直接持ち込み
 - ・都市部都市計画課（横須賀市役所分館4階）
 - ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階）
 - ・各行政センター
 - （2）郵送
〒238-8550
横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 都市部都市計画課
 - （3）ファクシミリ
046-826-0420
 - （4）電子メール
cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答いたしませんので、予めご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後
とりまとめまして公表いたします。